

ボイラーの規模要件に係る改正について（大気汚染防止法）

「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」が、令和3年9月24日に閣議決定されました。ボイラーの「伝熱面積」の規模要件が撤廃されます。

1. 改正の概要

大気汚染防止法施行令別表第1におけるボイラーの規模要件が以下のように改正されます。

- ・「伝熱面積」の規模要件を撤廃する。
- ・伝熱面積の規模要件撤廃に伴いバーナーを持たないボイラーについては、バーナーを持つボイラーと同規模であるにもかかわらず規制対象外となることから、公平な規制にするため「バーナーの燃料の燃焼能力」から「燃料の燃焼能力」に改正する。

※大気汚染防止法施行令 別表第1 第1の項ボイラー

【改正前】

環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること

↓

【改正後】

燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること

2. 施行期日

令和4年10月1日

ご不明な点などがございましたら、ぜひお気軽にご相談ください。

〒851-1034 長崎市田中町 603-3
TEL 095(834)0250 FAX 095(834)0261
お問い合わせ：技術営業部 園田、松尾

計量証明事業(濃度関係)長崎県第68号

